



市章

大津市公報

令和8年3月25日
号外(第16号)発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

- 条 例
- 39 令和8年度における市長等の給与の特例に関する条例…………… 1
- 40 大津市議会議員の議員報酬の特例に関する条例…………… 1

条 例

令和8年度における市長等の給与の特例に関する条例を公布する。
令和8年3月25日

大津市長 佐藤 健 司

大津市条例第39号

令和8年度における市長等の給与の特例に関する条例

市長、副市長、公営企業管理者及び教育長の令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における給料月額、大津市長及び副市長の給与に関する条例(昭和31年条例第20号)第3条第1項、大津市公営企業管理者の給与等に関する条例(昭和41年条例第39号)第3条第1項及び大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和31年条例第22号)第3条第1項の規定にかかわらず、これらの規定による額からその100分の5に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定による額とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

大津市議会議員の議員報酬の特例に関する条例を公布する。
令和8年3月25日

大津市長 佐藤 健 司

大津市条例第40号

大津市議会議員の議員報酬の特例に関する条例

市議会議員、市議会副議長及び市議会議員の令和8年4月1日から令和9年4月30日までの間における議員報酬の月額、大津市議会議員の議員報酬等に関する条例(昭和31年条例第19号)別表第1の規定にかかわらず、市議会議員にあっては657,000円とし、市議会副議長にあっては611,000円とし、市議会議員にあっては563,000円とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。